

【中国】全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会代表法の改正

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 人民代表大会の代表の職務や権限等について定めた全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会代表法の改正案が 2010 年 10 月 28 日、第 11 期全人代常務委員会第 17 回会議で採択、同日公布され、2011 年 4 月 1 日から施行される。同法が 1992 年に制定、施行されてから初めての改正である。

改正の経緯

現在、全国人民代表大会及び省級から郷級までの地方各級人民代表大会（以下、全国及び地方各級の人民代表大会を総称して「人代」）の代表の数は 270 万人余りに上る（注 1）。1980 年代以降、人代の立法機能等の強化、改善が推進されてきたが、近年これらの代表の一部についてその資質や職務を遂行する上での問題が指摘されている。例えば、職務に対する責任感、使命感や積極性が欠けている、職務の遂行方法を把握していない、代表が職務遂行に必要な情報を関係機関等から与えられない、必要な経費が保障されていない、代表の地位を利用し刑事裁判や入札に影響力を行使する等の問題である。今回の全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会代表法（以下「法」）の改正は、各代表が職務を積極的に遂行することを促すため、その義務と権利を明確に規定し、また代表の活動に対する保障や監督の強化等を定めている（注 2）。

主な改正点

・代表の権利の明確化

代表の権利として次の 7 つの項目が明記された。①当該級の人代会議に出席し、各議案、報告その他議題の審議に参加し、意見を発表する。②連名で議案、質疑案及び罷免案を提出する。③各分野の活動についての提案、批判及び意見を提示する。④当該級の人代が行う各種選挙に参加する。⑤当該級の人代の表決に参加する。⑥代表の職務を遂行するために必要な情報及び保障を得る。⑦法律が規定するその他の権利（第 3 条）。

・代表の義務の明確化

代表が遂行すべき義務として次の 7 つの項目が明記された。①憲法及び法律を遵守し、国の秘密を守り、自らが参加する生産、業務及び社会活動において、憲法及び法律の実施に協力する。②当該級の人代会議に出席し、各議案、報告及びその他の議題を審議し、意見を発表し、会期中の各職務を遂行する。③視察、専門テーマの調査研究等の組織的活動に参加する。④職務を遂行するための学習と調査研究を強化し、代表の職務を遂行する能力を向上させる。⑤選挙区の選挙人や組織等と密接に連絡をとり、彼らの意見や要求を聴取し反映させる。⑥社会道徳を守り、清廉で自らを律し、

勤勉に責務を果たす。⑦法律が規定するその他の義務（第4条）。

・代表の職務の兼職

代表は専任ではなく本来の職業との兼職が一般的であるが、最近いくつかの地方では、代表の職務の専任化や民意聴取のため、地方の人代や代表個人が代表事務室を開設する等新たな試みが行われている。改正法は、代表は各自の生産や業務を離脱せず（即ち兼職とする）、人代会議への出席及び閉会期間中の組織的な活動は、本人の業務を調整して代表としての職務を優先させなければならない（第5条）とした。また、閉会中の代表の活動は組織的活動を基本とする（第20条）という規定が新設され、明文化はされていないものの代表個人の事務室は開設しないという方針が審議過程で明らかになり、議論を呼んでいた。これについては、最終的に第20条に、「代表は各種の方式により各選挙区の選挙人又は選出組織の意見や要望を聴取し反映させることができる」という規定を追加し、個人事務室開設以外の個人的活動を認める内容とした。

・代表の職務遂行の保障

県級以上の各級人代常務委員会、各級人民政府、人民法院及び人民検察院は、当該級の人代の代表に対し、業務状況や資料を提供し、代表の知る権利を保障すること（第38条）や、関連機関は代表からの提案や意見等を真摯に検討し3か月以内に（困難な場合は6か月以内に）回答する（第42条）ことを定めた。また県級以上の各級人代常務委員会は、代表が職務遂行上必要な法律知識や専門知識を獲得できるよう学習会等を企画し、これらの学習会には郷や鎮の代表も参加できること（第39条）、代表の活動経費について、費目を確保して保障すること（第35条）が定められた。

・代表の不逮捕特権

旧法は、県級以上の各級人代の代表は、当該級の人代議長団の許可（閉会中にある場合は、常務委員会の許可）がなければ、逮捕、刑事裁判等の人身の自由の制限を受けないという規定について、その許可の基準を設けていなかった。改正法では許可基準を明確にして、代表が人代の各会議で行った発言や表決に対する法的追及または代表が職務として提案、批判や意見を提出したことに対する報復等の要素が存在しないかどうかを審査の上決定すると規定した（第32条）。

・代表の職務遂行に対する監督の強化

選挙人により直接選挙される代表は、各種の方法により選挙区の選挙人に対し職務遂行状況を報告しなければならない（第45条）、代表は個人の職業活動と代表の職務との関係を正確に処理し、代表の職務を利用して具体的な司法案件や入札等の経済活動に干渉し、個人的利益を得てはならない（第46条）ことが明記された。

注(インターネット情報はすべて2010年12月14日現在である。)

(1)各級人民代表大会の選出については富窪高志「選挙法の改正」『外国の立法』平成22年4月号 pp.16-17を参照。 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02430108.pdf>>

(2) 中华人民共和国全国人民代表大会和地方各级人民代表大会代表法の本文は <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201011/20101100327457.shtml>>を参照。